

第2次いわみ虹色プランー岩美町男女共同参画計画ー(案)について

1 趣旨

「いわみ虹色プランー岩美町男女共同参画計画ー」(以下現行プランという。)の計画期間が令和7年度で終了することから、現行プランの考え方を継続することを基本とし、本町における男女共同参画に関連した様々な分野の取り組みを、総合的、計画的に推進していくため次期プランを策定する。

2 プランの位置づけ

男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

- (1)「男女共同参画社会基本法」に規定される「市町村男女共同参画計画」であり、「岩美町男女共同参画推進条例」に基づく男女共同参画計画とする。
- (2)国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画(第6次鳥取県男女共同参画計画)」を勘案して策定するとともに、「岩美町総合計画」及び本町のその他の関連分野における計画との整合性を図る。
- (3)女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に定める「女性活躍推進計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に定める「DV対策基本計画」を内包するとともに、新たに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める「市町村基本計画」を内包するプランとする。

3 プランの基本的な考え方

現行プランの取り組みと数値目標の達成状況及び「岩美町男女共同参画に関する町民意識調査・事業所調査」の結果に基づく現状と課題を踏まえ、3つの基本目標と7つの重点目標を掲げて施策の推進を図る。

(1)基本目標と重点目標について

基本目標	重点目標	備考
I 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	1 男女共同参画に関する意識啓発の推進	
	2 男女共同参画の意識を高める教育や学習の推進	
II あらゆる分野における男女共同参画の推進	3 政策・方針決定過程への女性の参画促進	女性活躍推進計画
	4 地域における男女共同参画の推進	
	5 性別にとらわれず、能力を発揮できる職場づくり	女性活躍推進計画
III 誰もが安心して暮らせる社会づくり	6 ワーク・ライフ・バランスの推進	女性活躍推進計画
	7 あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性等への支援	DV対策基本計画 困難女性支援基本計画

(2)施策の方向性について

(2)男性にとっての男女共同参画の推進(基本目標IIー重点目標6)

具体的な施策:男性職員の育児休業等制度の積極的な取得の促進【新規】

(4)困難な問題を抱える女性への支援における連携(基本目標III、重点目標7)【新規】

具体的な施策:関係機関等と連携した支援体制の充実と相談窓口の周知

4 プランの数値目標について

○各種審議会・委員会等への女性委員の登用率【継続】 令和12年度目標数値 40.0%以上
地方自治法第180条の5に基づく審議会等を新たに5つ追加し21の会とする。

(参考)

【本町の数値目標】令和7年度までの目標値 40.0%以上、令和7年度末実績見込 38.9%

【国の成果目標】地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合(市町村の審議会等委員)

40.0%以上、60.0%以下(参照:第6次男女共同参画基本計画)
【県の数値目標】県審議会等における女性委員割合 40%以上60%以下
(参照:第2次鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画(第6次鳥取県男女共同参画基本計画))

○役場男性職員の1月以上の育児休業取得者数【新規】 令和12年度目標数値 7人

5 プラン計画期間

令和8年度～令和12年度まで(5年間) ※プラン4年目に町民意識調査・事業所調査の実施